

元世同和行爲等根絶大阪連絡会議

**2009年度
総会(第3回)**

2009年 6月 5日

於: 大阪人権センター

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

5300 S. DICKINSON DRIVE

CHICAGO, ILL. 60637

TEL: 773-936-3700

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議 第3回総会 プログラム

日時：2009年6月5日(金)13時30分～

場所：大阪人権センター 6Fホール

開 会 (司会)

- 1 主催者あいさつ
- 2 来賓あいさつ (紹介)
- 3 2008年度活動報告
- 4 2009年度活動方針の提案
- 5 新役員提案
- 6 質疑応答・採択
- 7 閉会あいさつ
- 8 啓発ビデオ上映

閉 会 (司会)

2008年度活動報告(案)

私たちは、「えせ同和行為等」を根絶するため、「人権確立社会の実現という崇高な目標に向かって、行政、企業、府民等にねばり強く働きかけを進め、新しい府民的一大潮流の運動を構築し、展開していく」との決意のもと、2007年6月5日に多くの関係者の参加をえて、「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」を結成し、以降、研修会や相談会などの取り組みを進めてきました。結成当初28団体だった加盟組織も、2009年5月現在で121団体となっています。

以下、主な取り組みについて報告します。

1. 「日常的な相談体制の確立をめざす」取り組みを進めました。

第1に、事業所等からの日常的な相談や問い合わせに応える体制づくりを進めました。大阪府企業人権協議会・大阪市企業人権協議会をはじめ、既に「えせ同和等」に関する相談活動を行っている団体において、広報活動を強化する等、連携を強化して取り組みを進めました。

また、人権相談の一環として、市町村で実施されている人権相談事業の中に位置づけていくよう要請しました。また、各団体で実施されている相談事業において積極的に「えせ同和等」に関する相談に取り組んでいけるよう、情報提供や広報活動を通じて「人権相談機関ネットワーク」等との連携を進めました。

第2に、1月23日の研修会の案内とともに、2009年1月26日～30日を「えせ同和行為等電話相談週間」とし、加盟各組織に呼びかけ、実施しました。

2. 「相談活動の集約」に取り組みました。

各団体や相談事業等の中で取り組まれた事象の集約体制を確立を図るために、統一した「発生報告書」を作成し、各団体の事務局や「連絡会議」の事務局に相談事象などが集約される体制づくりを進めました。

その結果、2008年は計10件(これまでは19件)の相談事象が事務局に集約されました。内容等については、事務局会議で集約の報告を行い、各団体等への注意喚起を呼びかけました。

3. 「連絡会議の取り組みを推進するための宣伝・PR活動」に取り組みました。

加盟団体の広報紙や機関紙、ホームページ等を活用して、「連絡会議」が結成されたことと「連絡会議」の取り組み内容等についての周知・徹底を図りました。

9月10日には、大阪法務局を訪れ、「連絡会」の結成の経過や取り組みなどを報告し、また、法務局において取り組まれているえせ同和行為根絶の取り組みなど意見交換を行いました。

また、いくつかの団体では、「連絡会議」結成の特集記事を掲載したり、各種会議等での周知が図られました。

4. 研修活動に取り組みました。

取り組みに関わっての基本方向を確認するとともに、経験交流も含め、2009年1月23日に「STOP! えせ同和行為(2008年度研修会)」を開催しました。

内容として、①講演1「反社会的勢力から事業を守るために」((財)大阪府暴力追放推進センター高群専務理事)、②講演2「えせ同和行為等の根絶に向けての企業の取り組み(大阪企業人権協議会内海事務局長)、③啓発ビデオ上映)を行いました。

研修会には、加盟団体をはじめ、134団体・組織から176名が参加しました。なお、市町村が実施する人権相談事業に関わる人権相談員の研修としても位置づけられ、多数の相談員が参加しました。

5. 加盟団体の拡充に取り組みました。

取り組みの裾野を広げるために、関係団体に対する働きかけを強化してきました。結成時は28団体でスタートしましたが、11月の研修会の開催案内とともに、再度加盟要請文の送付等を行った結果、本年5月1日現在で121団体の加盟となっています。

6. 「機関会議等の確立・強化」に取り組みました。

総会で確認された活動方針の具体化を図るために、昨年度総会以降、本年5月末までに役員・事務局会議を6回開催し、相談事業の集約や加盟団体の拡充に向けた検討、研修会の企画等を行いました。

2009年度 活動方針（案）

1. 相談および集約体制の確立をめざします。

(1) 事業所、府民からの相談や問い合わせに応えるための体制づくりを進めます。
加盟する各団体・業界団体等において「えせ同和等」に関する相談窓口の設置をはじめ、相談体制の確立と強化をめざします。
また、市町村や地域での取り組みを進めるために、「人権相談機関ネットワーク」等との連携を強化します。

(2) 「緊急連絡体制づくり」を進めます。
重大事象や悪質な事象が発生した場合、メールなどで事務局から各加盟団体に注意喚起を促し、被害状況等についての情報収集を行うための連絡体制づくりを進めます。
また、必要に応じて、大阪府警や法務局、財団法人大阪府暴力追放センター等、関係機関への通報を行います。

(3) 相談活動の集約に取り組みます。
日常的な相談内容の集約については、統一した「発生報告書」により、「連絡会議」の事務局に集約されるような体制づくりを進めます。なお、重大事象については「対策検討会議」を開催します。
また、1年間（1月～12月）の集約として、発生状況や具体的対応等についてまとめた報告書を作成し、必要に応じてプレス発表を行う等、報告書を活用して、広く議会関係者や府民等に周知します。

2. 加盟団体等での独自の取り組み強化をめざします。

加盟団体等での独自の取り組みが強化されるよう、「連絡会議」の取り組みや各団体の創意工夫した取り組みについて、各々の機関紙・広報紙やホームページ等を活用して積極的に情報提供を行っていきます。

3. 研修や啓発活動に対する取り組みを進めます。

「連絡会議」独自の学習・研修会等を開催するとともに、加盟団体における研修等の取り組みを推進するための相談（講師や資料等の紹介）や助言を行います。また、各団体の取り組みを集約し、交流します。

4. 運営体制を強化します。

以上の取り組みを推進するために、機関会議等の運営体制を強化します。基本的には、具体的な実務を進めていくために、事務局構成団体による事務局会議を定期的で開催します。なお、重要事項等については、必要に応じて役員・事務局会議を開催します。

また、加盟団体の拡充に向けて、引き続き取り組みます。

えせ同和行為等根絶大阪連絡会 役員

(任期2009年6月～2011年5月)

会 長 野村 明雄 (大阪商工会議所 会頭)
副会長 橋下 徹 (大阪府 知事)
倉田 薫 (大阪府市長会 会長)
中 和博 (大阪町村長会 会長)
大西 英雄 (大阪同和・人権問題企業連絡会 理事長)
進藤 斗志代 (人権啓発推進大阪協議会 会長)
井狩 雅文 (大阪企業人権協議会 会長)
井桁 雄弘 (同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡協議会 議長)
井狩 雅文 (大阪市企業人権推進協議会 会長)
北口 末廣 (部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長)
高島 正彦 (部落解放大阪府企業連合会 理事長)
富永 猛 (部落解放大阪府民共闘会議 議長)
寺木 伸明 ((社)部落解放・人権研究所 理事長)
神尾 雅也 ((財)大阪府人権協会 理事長)
中本 順一 ((社)大阪市人権協会 理事長)

事務局長 赤井 隆史 (部落解放同盟大阪府連合会 書記長)

事務局次長 中岡 恭子 (大阪府府民文化部人権室 課長)
今井 愛子 (大阪市市民局人権室 啓発担当課長)
三木 光一 (堺市市民局人権部 次長兼人権推進課長)
艮 豊博 (大阪府市長会人権部長会議 代表幹事)
谷下 泰久 (大阪府町村長会人権部長会議 代表幹事)
岸本 晶三 (大阪同和・人権問題企業連絡会 専務理事)
内海 義春 (大阪企業人権協議会 事務局長)
野村 武 (大阪市企業人権推進協議会 副会長)
安田 幸雄 (部落解放同盟大阪府連合会 総務部長)
辰巳 知弘 (部落解放大阪府企業連合会 常務理事兼事務局長)
山根 健二 (部落解放大阪府民共闘会議 事務局次長)
中田 理恵子 ((社)部落解放・人権研究所 総務部長)
谷元 達夫 ((財)大阪府人権協会 常務理事兼事務局長)
二口 亮治 ((社)大阪市人権協会 事務局長)

〈順不同〉

加盟団体一覧 (09. 5. 1.現在)

大阪府
大阪市
茨木市
摂津市
交野市
泉佐野市
松原市
堺市
岸和田市
泉南市
羽曳野市
泉大津市
池田市
和泉市
貝塚市
高石市
阪南市
枚方市
藤井寺市
忠岡町
田尻町
熊取町(※)
太子町(※)
河南町(※)
千早赤阪村
(財)大阪府人権協会
(社)大阪市人権協会
大阪同和・人権問題企業連絡会
部落解放・人権研究所
大阪企業人権協議会
JAグループ大阪人権推進連絡会
同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡協議会
人権啓発推進大阪協議会
大阪市人権啓発推進協議会
部落解放同盟大阪府連合会
部落解放大阪府企業連合会
部落解放大阪府民間会議
大阪市企業人権推進協議会
八尾市企業人権協議会
羽曳野市企業人権連絡会
高槻地区人権推進員企業連絡会
吹田市企業人権協議会
門真市企業人権推進連絡会
大東市事業所人権推進連絡会
東大阪市企業人権協議会
和泉市企業人権協議会
茨木地区人権推進企業連絡会
泉南市事業所人権推進連絡協議会
河内長野市企業人権協議会
池田地区企業人権啓発推進員協議会
大阪狭山市企業人権協議会
枚方事業所人権推進連絡会
泉大津市事業所人権協議会
阪南市事業所人権問題連絡会
高石市事業所人権教育推進連絡協議会
箕面企業人権啓発推進員協議会
泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会
豊中企業人権推進員協議会
貝塚市企業人権協議会
摂津地区人権推進企業連絡会
藤井寺市人権のまちづくり協議会事業所啓発委員会

忠岡町企業人権問題推進員連絡会
河南・太子・千早赤阪村企業人権協議会
岸和田市人権啓発企業連絡会
堺市人権教育推進協議会企業部会
四條畷市事業所人権連絡会
守口市企業人権推進連絡会
柏原市企業人権連絡協議会
関西鉄道協会
(社)大阪府経営合理化協会
(社)大阪府トラック協会
(社)大阪バス協会
(財)大阪市救急医療事業団
大阪府都市整備推進センター
大阪府清港会
大阪府商工会連合会
大阪府中小企業団体中央会
大阪府商店街振興組合連合会
大阪市信用保証協会
財団法人大阪タクシーセンター
世界平和・子ども国際交流協会
(社)大阪府病院協会
大阪府社会福祉協議会
大阪市社会福祉協議会
大阪こども・青少年施設等連絡会
(財)大阪府地域支援人権金融公社
大阪府人権福祉施設連絡協議会
大阪平和人権センター
大阪生涯職業教育振興協会
多民族共生人権教育センター
新宗連 大阪事務所
大阪府行政書士会
紀州製紙(株)大阪工場
(財)アジア・太平洋人権情報センター
(財)千里ライフサイエンス振興財団
(財)大阪府文化振興財団
(財)大阪府男女共同参画推進財団
(財)大阪府青少年活動財団
(財)大阪21世紀協会
(財)大阪府マリナー協会
(財)大阪府地域福祉推進財団
(財)大阪府保健医療財団
(社福)大阪府総合福祉協会
(財)大阪産業振興機構
(財)大阪府産業基盤整備協会
(財)大阪府みどり公社
堺泉北埠頭株式会社
(財)大阪府水道サービス公社
(財)大阪国際児童文学館
大阪府スポーツ・教育振興財団
(財)大阪府育英会
高槻市富田園芸協同組合
部落解放皮革関連事業組合
関西皮革製品小売協同組合
大阪府人造真珠事業協同組合
大阪市同和衛生事業協同組合
大阪私立中学校高等学校連合会
(社)大阪タクシー協会
(財)大阪国際平和センター
(財)大阪府国際交流財団
(社)おおさか人材雇用開発人権センター
(※)新規加入団体

121団体

「えせ同和行為等」発生状況一覧(2007年度)

※2007年度 6月5日結成総会以降の状況です

年	No	発生日 (発覚日)	行為者の名称 団体	内容			対応内容			報告者名称 (団体名)	本連絡会議への経路	
				個人	要求	詳細	手法	対応	外部への相談			結果・その後
2007	1	10月1日	全国人権解放 同盟大阪支部		仕入れ値を 割る価格で の売買強要	デジカメを買いに来た客が他店のレシー トを示し、これより安価で複数台売るよ う言うて来る。断ると、差別であるとし て「全国人権解放同盟中央本部」の人が 立会人に出て来るというので対応に困っ ている。	来店	その場で拒否の 意思表示	大阪府人権協 会	先方と話し合い 収束	大阪府人権協会の人権相 談に相談後本連絡会議へ	
	2	11月2日	部落解放同盟?	K	代金72,000 円	解放同盟?と名乗るK から、大正11年に 設立され85周年になる。住環境整備等部 落差別の集大成として本を発行したので 購入してほしいと電話があった。	電話	上司に相談する と言い電話を 切った	同企連	特に反応なし	病院から同企連に連絡後 本連絡会議へ	
	3	11月15日	部落解放関西 統括支部	K	代金75,000 円	「85周年記念」をするので7万5千円を出 せ!何人かでそちらへいって話をする ぞ!と脅かされた。各育園に電話してい るかもしれない。	電話	その場で拒否の 意思表示	大阪府連	特に反応なし	日本基督教団部落解放セ ンターに連絡後、本連絡 会議へ	
	4	12月14日	同和文献保存 会	A	代金72,000 円	書籍購入依頼の電話があった。	電話	その場で拒否の 意思表示	どこにも相談 しなかった	会社支店	特に反応なし	支店から本都人課課部へ 報告。同企連を通じ、本 連絡会議へ
	5	12月20日	解放同盟関西 統括部長	K	書籍購入依 頼	水平社85周年記念誌を出版するので買っ て欲しいとの電話があった。	電話	解放同盟支部に 尋ねてからと断 る	解放同盟支部	特に反応なし	保育所から支部に連絡後 本連絡会議へ	
	6	12月25日	同和事業労働 雇用協会	理事 T	請求書の送 付	書籍の請求書のみ送付されてきた(新 版:部落解放の父/25,000円)	郵送	無視	どこにも相談 しなかった	医療法人	特に反応なし	病院から大阪市企業人権 推進協議会に報告があ り、本連絡会議へ

「えせ同和行為等」発生状況一覧(2008年度)

年	No	発生日 (発覚日)	行為者の名称			内容			対応内容			報告者名称 (団体名)	本連絡会議への経路
			団体	個人	要求	詳細	手法	対応	外部への相談	結果・その後			
	1	2月13日	解放同盟大淀支部	W	不明	部落問題についての電話があったが、支部長に聞き覚えがなく、調べてかけ直す旨を伝えて一旦電話を切った→かけなおすと「もういいわ」と切られた。	電話	支部を調べて電話すると伝え直すと「もういいわ」と切られた	どこにも相談しなかった	特に反応なし	建設会社	建設から大阪府連に報告があり、本連絡会議へ	
	2	3月5日	部落解放同盟?	T	書籍購入依頼	最初「来年の5月連休明けに部落解放の会合があるので招待したい」旨の語で、それを断ると、書籍購入の語になった。	電話	その場で拒否の意思表示	どこにも相談しなかった	特に反応なし	互助センター	事業所から直接本連絡会議に報告あり	
	3	3月6日	同和文献保存会	M(0)	書籍購入依頼	書籍等購入強要	電話・封書	警察・地域人権協関係者	警察・地域人権協関係者		宗教法人	地域人権協議会関係者に相談あり、本連絡会議へ	
	4	8月初旬～	同和協議会	A	書籍購入依頼	「水平社」に関する本を作った。本を送るので1口でも2口でも振り込んでもらいたい」旨言うのみ。金額は指定しない	電話	その場で拒否の意思表示	市関係課大阪府人権協会	継続中(何回か電話がある)	財団法人	財団法人公社より直接本連絡会議へ	
	5	10月15日	同和研究会三重支部	K	書籍購入依頼	書籍の購入依頼があり、断ると17日に本を送ると言って切ったが、未だ届いていない(10/18現在)	電話	その場で拒否の意思表示	大阪同和・人権問題企業連絡会に相談	特に反応なし	会社支店	大阪同和・人権問題企業連絡会へ連絡後、本連絡会議へ	
	6	10月28日	全国人権教育連合会	啓発担当 K	書籍購入依頼	〇〇で人権侵害が発生しているのに、勉強会を開いてもらわないといけない。松本治一郎先生の伝記(450ページ38,000円)を読んで勉強して欲しいとの電話があった	電話	上司に相談すると返答	大阪同和・人権問題企業連絡会に相談	特に反応なし	建設会社作業所	大阪同和・人権問題企業連絡会へ連絡後、本連絡会議へ	
2008	7	11月26日	水平社大阪府支部		親睦会参加依頼	〇〇区で開催される親睦会への参加依頼	手紙	当日拒否の意思表示	浪速区役所から人権室相談担当に相談	特に反応なし	浪速区内事業所	浪速区役所から人権室相談担当に相談あり、本連絡会議に至る	
	8	11月20日頃	同和協議会	H	書籍送り付け・カンパの要求	「同和提唱」という5万円の本を送りつけられ、カンパの要求を受けた	物品送りつけの後代金支払いの電話	無視(本はまだ持っていると思われ)	支部員を通じて人権協議会に相談	特に反応なし	地域協議会	支部員を通じて地域協議会に相談あり、本連絡会議へ	

9	12月25日	部落解放同盟 大阪府連合会 松原支部	H	支部名の不正使用	12/25に「〇〇という人物が支部の名刺を使用して〇〇が支部にあった。『該当者はいない』旨告げると『名刺を使用しないよう当人に連絡して欲しい。〇〇をばじめ』と名が同和関係者と騙っている」とのこと で、連絡を入れ留守電に録音した。 1/19に再度連絡があり「まだ名刺を使用している様子。地上げに絡んで名刺を使用している」とのこと で、今回の件で注意を呼びかける文書を作成し相談者に送信した。	支部名の不正使用	支部に直接確認	部落解放同盟支部に相談	継続中	部落解放同盟支部	部落解放同盟支部に相談 があり、本連絡会議へ
10	12月頃	同和文献保存会	理事 S	挨拶文と書籍の送りつけ	大阪同企連加盟企業の支店に挨拶文と書籍の送りつけがあった	挨拶文と物品の送りつけ	すぐに返送した	大阪同和・人権問題企業連絡会に相談	特に反応なし	大阪同和・人権問題企業連絡会	被害を受けた企業より大阪同和・人権企業連絡会に報告があり、本連絡会議へ

「えせ同和行為等」発生状況一覧(2009年度)

年	No	発生日 (発覚日)	行為者の名称		内容			対応内容			報告者名称 (団体名)	本連絡会議への経路
			個人	団体	個人	要求	詳細	手法	対応	外部への相談		
2009	1	1月9日			W	全国大会への参加要請	個人宅に3/3開催の全国集会(奈良)への参加要請の電話があった	電話	その場で拒否の意思表示	部落解放同盟支部に相談	特に反応なし	部落解放同盟支部に相談があり、大阪府連へ報告後本連絡会議へ
	2	3月12日	同和对策事業 振興会		K	協賛金要求と書籍送りつけ	同振興会10周年記念総会にかかると、協賛金(1口:2万円)の要求電話が協賛会にあり、内容について趣旨の分かるものを送って欲しいと答えると、書籍らしきものが送られてきた	協賛金要求と書籍送りつけ	協賛金要求には応じず書籍らしきものは返送した	市役所人権推進課 大阪府人権協会	特に反応なし	社会福祉協議会より直接本連絡会議へ
	3	4月20日	全国人権擁護 団体連合会			名刺を出しての脅し	近隣との工事関係のトラブルで名刺を出し「うちの若い者が知ったらただではまんぞ」との脅しがあった	名刺を出しての脅し	近隣とのトラブルは常態的な内容で終わっていた	解放同盟中央本部に相談	特に反応なし	解放同盟中央本部に相談があり、本連絡会議へ

報告者名称 (団体名) 連絡担当者	
連絡先	住所 電話 () - ファックス () -
報告日	2009年 月 日 ()

えせ同和行為等の内容について

発生年月日	2009年 月 日～
行為者の名称	団体名称 ----- 個人名称
内容	1. 書籍等の購入を強要 ○名称 () ○金額 () 2. 金銭を要求 ○金額 (円) 3. その他 ()
手法	1. 電話 () 2. 物品の送りつけ 3. 来訪 4. その他 ()
対応	1. その場で拒否の意思表示 2. () 日後拒否の意思表示 3. 無視 または 廃棄 4. 要求に応じた 5. その他 ()
外部への相談の有無	1. () に報告・相談した。 2. どこにも相談しなかった。
結果及びその後の経過	1. 特に反応なし 2. 継続中= 何回か電話がある。 3. 終 息= 数回 (電話・来訪・両方) があったが、おさまった

事務局受理日	2009年 月 日 (受理)
--------	-----------------

2009年6月5日

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議加盟機関 様

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議
事務局長 赤井隆史

「えせ同和行為等」のメールによる情報提供について

ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本連絡会議は、部落問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当なり利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的として2007年6月5日に設立し、以来、研修会や相談会などさまざまな取り組みを行ってきたところです。

さて、この度、「えせ同和行為等」による被害の防止のため、事務局に寄せられるえせ同和行為等の報告内容をいち早く加盟機関のみなさまに情報提供したいと考え、メールによる情報提供を開催したいと考えております。

つきましては、貴機関におかれましては、メールによる情報提供の趣旨にご賛同いただきますとともに、別紙様式にて事務局あてに2009年6月30日までにFAX又は郵送にてご回答いただけますようよろしくお願いいたします。

問合せ先

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議事務局

(〒540-8570 大阪市浪速区久保吉1丁目6番12号

(財)大阪府人権協会 担当：谷元・北場・豊蔵)

電話 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985

(送付先)

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議事務局あて
((財)大阪府人権協会 担当: 谷元・北場・豊蔵)
FAX 06-6568-2985

団体(者)名 _____
(担当部署名) _____
(担当者名) _____
所在地(住所) _____

電話番号 _____
FAX 番号 _____

1. メールによる情報提供を希望しますか

希望する ・ 希望しない

2. 「希望する」と回答された方は、送信先メールアドレスを記載ください。
(大文字・小文字を明確に)

メールアドレス _____

3. 「希望しない」と回答された方にお尋ねします。
理由について該当するものを○で囲んでください。

- (1) 受信できる環境が整っていないため (例 パソコンがない等)
- (2) 情報提供を必要としないため
- (3) その他 (簡潔に記載ください。)

()

4. その他要望・ご意見をお書きください。

()

ご協力ありがとうございました。6月30日までに回答の送付宜しく願いいたします。

規 約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」と称する。

第2条 事務局

本会は、事務局を、大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内の財団法人大阪府人権協会に置く。

第3条 目的

本会は、部落問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当な利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的とする。

第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う

- (1) えせ同和行為等に関する相談活動の実施と集約
- (2) えせ同和行為等に関する情報収集
- (3) えせ同和行為等の根絶のための情報提供と啓発活動の実施
- (4) えせ同和行為等の根絶のための研修・啓発活動に対する相談と支援
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 構成

第5条 本会の構成

本会は、本会の目的に賛同し、役員・事務局会議が承認する在阪の団体、個人によって構成する。

第3章 役員

第6条 役員の種類

本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	若干名
事務局長	1名	事務局次長	若干名

第7条 役員職務

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。

事務局長は、事務局を統括し、本会業務を処理する。

第8条 役員任期

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 機関

第9条 機関

本会は、その趣旨、目的の達成と会務の円滑な遂行のため次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員・事務局会議
- (3) 専門委員会

第10条 総会

総会は、本会の最高決議機関であつて、会員をもって構成し、毎年1回、会長が招集する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

第11条 役員・事務局会議

役員・事務局会議は、総会で確認された方針の具体化を図り、毎年2回程度、会長が招集する。

- 2 より具体的な取り組みを進めるために、事務局会議を開催する。事務局会議は、事務局長と事務局次長で構成し、必要に応じて事務局長が招集する。

第12条 専門委員会

本会の取り組みを充実・強化するために、必要に応じて専門会議を置くことができる。

第13条 その他

本会の運営に必要なことは、その都度、役員・事務局会議において協議・決定する。

